

予算委員会 官房長官の“軽減税率で有害図書”発言

(菅長官) 例えばポルノ雑誌とか、そういうものが全部入ってしまうのです。ですから、そういうものの線引きを、これは是非、業界の皆さんの中で決めていただく。これは政府が決めると表現の自由などいろいろな問題がありますので、そういう思いの中で今、検討中ですね。

(中略)

(菅長官) 全国で（条例が）あるところとないところがありますから、そういうものを出版界の皆さんに自主規制していただいて、例えば議員立法とかそういう形で、きちっとするべき。国民の皆さんから見ても「なるほどな」と思えることが必要だと思います。

BS朝日「激論!クロスファイア」関連部分（概要）
2015年12月26日（土）10:00～10:55

予算委員会

- 予算委員会（2016/01/18）
 - 軽減税率による有害図書指定について
- 横畠内閣法制局長官

租税法律主義とは？

- 税金をかける場合には必ず法律の根拠がなければいけない
- あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。（憲法第84条）



有害図書指定をすると、**租税法律主義が重要な考え方**になると思います。
先ほどから長官の方は議員立法という話もありますが、

法律で対処するということになるんですが、
これは法制局長官にお聞きしたいんですが、この租税法律主義、
どのような原則なのか教えていただけますか。

この規定の趣旨は、租税の種類及び根拠、納税義務者、課税物件、
課税標準及び税率といった
課税要件並びに徴税手続を法律で定めることを要する
というものであると解されております。



菅官房長官は「政府が決めると表現の自由などの問題」があるので、業界に有害図書の線引きをさせると発言。

もしそうなれば、**本の消費税率が8パーセントから10パーセントかを民間が決める**、ということになるが**租税法律主義の観点からは不可能**

予算委員会

- 予算委員会 (2016/01/18)
 - 軽減税率による有害図書指定について
 - 麻生太郎財務大臣



有害図書を誰がどう定義するのか

しかも、時代とともに変わっていきまして、多分、山田さん、「チャタレー夫人の恋人」という本を読まれて、これが何で発禁になったか多分あなたには理解できませんよ。しかし、俺たちの世代はあれは全部発禁だったんだから。あれ、みんな回し読みしたものですよ



麻生財務大臣
「チャタレー夫人の恋人」の答弁は
実は**重要な話**であった！

何が有害かは時代によって変わる。ならばそんな曖昧な基準をもとに税率を設定してしまえば
法的な安定性を欠くということになる。
財務大臣が事実上「有害図書を法的に定義することはできません」と答弁したのと同じ効果

予算委員会

- 予算委員会（2016/01/18）
 - 軽減税率による有害図書指定について
- 安倍晋三内閣総理大臣



出版前にもし政府機関が書籍の内容を確認して有害図書を指定すると、
政府機関における今度は事前の検閲ということにもなる
可能性がありますが、
こういうことは絶対あってはならないと思います

そもそも、これ、検閲は、
これはできないわけでございますから、
それは全くもちろん考えておりません。



出版物を事前に政府が審査し、税率を決めることは検閲にあたるからできないという答弁が、事実上、総理からなされた。
有害図書指定は不可能に！

業界団体の動き

来賓を代表してあいさつした**日本書籍出版協会の相賀昌宏理事長**
(小学館)は、軽減税率について「書店の署名運動は大変な力に
なった。与党税制改正大綱では『検討課題』という形で残ったので、
17年4月までに間に合うよう取り組む。諦めることはない。適用のため
の条件として2つある。1つは、書籍・雑誌の法律上の定義が必要で、
準備している。**もう1つは、有害図書を区別すること。出版倫理協議
会でやっている仕事を拡充し、国会答弁で説明できる資料を作りた
い**」と今後の取り組みを説明した。

全国書店新聞

平成28年1月15日号

軽減税率による有害図書指定

